

川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金交付要綱

5 川 こ 保 2 第 8 7 4 号

令 和 6 年 1 月 9 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する幼稚園型認定こども園において、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を行う者を配置するために要する費用の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象者は、市内の家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園を運営する者とする。

（補助事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園を運営する者が児童の園外活動時の見守り等を行う者を配置する事業及び特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置する事業とし、次条に掲げる要件を満たすものとする。

（補助要件等）

第4条 児童の園外活動時の見守り等を行う者は、散歩等の児童の園外活動時の見守り等を行うこととし、交付申請年度内に、市が認める交通安全に関する講習会等を修了した者であること。また、児童の散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとし、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に留意して実施するものとする。

2 スポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者であること。また、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時等、特に見守りが必要な時間帯に見守りや児童の所在確認等を行い、安全な保育体制の強化を行うものとする。

3 事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他国及び地方公共団体が実施する補助金

等の交付対象となっていないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 児童の園外活動時の見守り等を行う者を配置する事業 家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園1か所当たり月額4万5千円を上限とし、補助対象経費の実支出額の月額と比較して少ない方の額
 - (2) スポット支援員を配置する事業 家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園1か所当たり月額4万5千円を上限とし、補助対象経費の実支出額の月額と比較して少ない方の額
- 2 前項各号により算出した交付申請額、補助金執行額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれにこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
 - (2) 児童の園外活動時の見守り等を行う者及びスポット支援員に係る雇用契約書、労働条件通知書等
 - (3) 本事業に係る収支予算書、交付額算出表
 - (4) 園外活動を実施する上での手引き（散歩マニュアル、チェックリスト等）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号に記載の実施計画書には、次の各号に掲げるものを記載する。
- (1) 本事業による児童の園外活動の見守りを行う者及びスポット支援員を必要とする時間帯・活動等
 - (2) 園外活動の見守り等を行う者及びスポット支援員が行う具体的な取組

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その結果を通知するものとする。

- 2 前項の規定により決定した補助金の交付は、申請者が児童の園外活動時の見守り等を行う者及びスポット支援員の雇上げを円滑に行えるよう概算払いとすることができるものと

する。

(補助金の変更交付)

第9条 前条第1項において市長が決定した内容に変更が生じた場合は、申請者は川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該規定について、前条第1項の規定により決定した児童の園外活動時の見守り等を行う者及びスポット支援員の賃金等の増額に係る申請については、第11条に規定する実績報告と併せて提出することができ、その場合には、次の第3号に掲げる書類は省略することができるものとする。

(1) 実施計画書

(2) 児童の園外活動時の見守り等を行う者及びスポット支援員に係る雇用契約書、労働条件通知書等

(3) 本事業に係る収支予算書、交付額算出表

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に記載の実施計画書には、次の各号に掲げるものを記載する。

(1) 本事業による児童の園外活動の見守りを行う者及びスポット支援員を必要とする時間帯・活動等

(2) 園外活動の見守り等を行う者及びスポット支援員が行う具体的な取組

3 前条の規定は、本条の場合において準用する。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(4) その他交付について市長が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、交付申請書を提出した日の属する年度内に、川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の費用の内訳について確認できるもの（賃金台帳・給与明細書・領収書等）

(2) 本事業に係る収支決算書、交付額算出表

(3) 講習会等を修了したことが確認できるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地
法人名
代表者名

川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化
事業補助金交付申請書

川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり提出します。

また、園外活動の見守り等を行う者については、散歩等の児童の園外活動時の見守り等を行い、スポット支援員については、保育時間において特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間にスポット的に配置し、安全な保育体制の強化に従事することに間違いありません。

①施設・事業所名			
②施設・事業所所在地			
③実施事業			
④事業実施期間(補助対象期間)		～	
⑤補助対象者			
補助金交付申請額			
	園外活動の見守り等		
	スポット支援員		

※実施する事業のみ記載すること。

【1】園外活動の見守り等

(1)園外活動の見守り等を行う者について、以下の項目をすべて満たすこと。(チェックを入れること)	
①事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐
②別途、市が認める交通安全に関する講習会等を修了すること。	☐
(2)園外活動の見守り等を行う者の具体的な業務	

【2】スポット支援員

(1)スポット支援員について、以下の項目をすべて満たすこと。(チェックを入れること)	
①事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐
②平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。	☐
(2)スポット支援員の具体的な業務	

(宛先)川崎市長

所在地
法人名
代表者名川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化
事業補助金変更交付申請書

川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり提出します。

また、園外活動の見守り等を行う者については、散歩等の児童の園外活動時の見守り等を行い、スポット支援員については、保育時間において特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間にスポット的に配置し、安全な保育体制の強化に従事することに間違いありません。

①施設・事業所名		
②施設・事業所所在地		
③実施事業		
④事業実施期間(補助対象期間)	～	
⑤補助対象者		
⑥変更理由		
補助金交付申請額		
園外活動の見守り等		
スポット支援員		

【1】園外活動の見守り等

(1)園外活動の見守り等を行う者について、以下の項目をすべて満たすこと。(チェックを入れること)	
①事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐
②別途、市が認める交通安全に関する講習会等を修了すること。	☐
(2)園外活動の見守り等を行う者の具体的な業務	

【2】スポット支援員

(1)スポット支援員について、以下の項目をすべて満たすこと。(チェックを入れること)	
①事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐
②平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。	☐
(2)スポット支援員が行う具体的な業務	

(宛先)川崎市長

所在地
法人名
代表者名川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化
事業補助金実績報告書

川崎市家庭的保育事業等及び幼稚園型認定こども園保育体制強化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり提出します。

また、園外活動の見守り等を行う者については、散歩等の児童の園外活動時の見守り等を行い、スポット支援員については、保育時間において特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間にスポット的に配置し、安全な保育体制の強化に従事したことに間違いありません。

①施設・事業所名			
②施設・事業所所在地			
③実施事業			
④事業実施期間(補助対象期間)		～	
⑤補助対象者			
補助金実績額(補助金交付額)			
	園外活動の見守り等		
	スポット支援員		

※補助金執行額が補助金交付額を下回る場合は別途、本市への差額の戻入が必要です。

※実施する事業のみ記載すること。

【1】園外活動の見守り等

(1)園外活動の見守り等を行う者について、以下の項目をすべて満たすこと。(チェックを入れること)	
①事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐
②別途、市が認める交通安全に関する講習会等を修了していること。	☐
(2)園外活動の見守り等を行う者を配置した効果	

【2】スポット支援員

(1)スポット支援員について、以下の項目をすべて満たすこと。(チェックを入れること)	
①事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の交付を受けていないこと。	☐
②平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。	☐
(2)スポット支援員を配置した効果	